

令和 5 年

決算特別委員会

令和 5 年 10 月 3 日 開会
令和 5 年 10 月 3 日 閉会

大江町議会

決算特別委員会会議録目次

第 1 号（10月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席委員	2
○委員外議員	2
○欠席委員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○委員会に職務のため出席した者	2
○開会の宣告	3
○委員長の互選	3
○副委員長の互選	4
○付託案件の説明	4
○付託案件の審査（議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定について）	7
○付託案件の採決（議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定について）	9
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

決算特別委員会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 1 0 月 3 日 (火) 本会議終了後開会

- 1 決算特別委員会正副委員長の選任について
開 会 (臨時委員長)
委員長互選 (臨時委員長)
副委員長互選 (委員長)
- 2 付託案件に係る詳細説明
- 3 付託案件の審査
議第 5 9 号 令和 4 年度大江町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（10名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君

委員外議員（1名）

議長 宇津江雅人君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	桃井亮一君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

委員会に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主査 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前11時20分

○臨時委員長（土田勵一君） ただいま本議場において決算特別委員会が招集されました。委員長及び副委員長がともにいないときは、大江町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づきまして、互選により年長の委員がその職務を行うことになっております。したがって、私、土田勵一が臨時委員長の職を務めますので、暫時の間ご協力お願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時委員長（土田勵一君） ただいまの出席委員は全員です。
定足数に達しておりますので、決算特別委員会を開会いたします。

◎委員長の互選

○臨時委員長（土田勵一君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。

互選の方法については、指名推選とすることとし、臨時委員長が指名したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（土田勵一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の互選は指名推選とすることにし、臨時委員長が指名することに決定いたしました。

お諮りします。

決算特別委員会委員長には、さきの全員協議会での協議に基づき、私、10番、土田勵一を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（土田勵一君） 異議なしと認めます。

したがって、私が決算特別委員会委員長に決定いたしました。

それでは、以後委員長として審査を進めますので、皆様のご協力をお願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（土田勵一君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。

互選の方法については、指名推選とすることとし、委員長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（土田勵一君） 異議なしと認めます。

したがって、副委員長の互選は指名推選とすることとし、委員長が指名することに決定いたしました。

お諮りします。

決算特別委員会副委員長には、さきの全員協議会での協議に基づき、9番、伊藤慎一郎君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（土田勵一君） 異議なしと認めます。

したがって、9番、伊藤慎一郎君が決算特別委員会副委員長に決定いたしました。

なお、本委員会の傍聴については、委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長はこれを許可します。

◎付託案件の説明

○委員長（土田勵一君） 付託案件の審査を行います。

議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定について、建設水道課長の詳細の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の概要についてご説明を申し上げます。

なお、決算額につきましては、1,000円未満の額を切り捨てて申し上げますので、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

決算書の4ページをお開き願います。

損益計算書についてでございます。

1 営業収益は1億9,546万3,000円で、給水収益など営業に係る収益でございます。

2 営業費用は2億1,005万6,000円で、原水及び浄水費など営業に要した経費でございます。営業収益から営業費用を差し引いた1,459万3,000円が営業損失になります。

3 営業外収益は2,527万7,000円で、受取利息及び一般会計からの補助金、長期前受金戻入などがございます。

4 営業外費用につきましては1,034万1,000円で、財政融資資金等の支払利息でございます。営業外収益から営業外費用を差し引いた1,493万6,000円は営業外利益であり、営業外利益から営業損失を差し引いた34万3,000円が経常利益でございます。同額が当年度の純利益になります。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた2,931万4,000円が当年度未処分利益剰余金でございます。

次に、6ページをお開き願います。

剰余金計算書についてでございます。

最初に、利益剰余金の部でございますが、Ⅰ減債積立金の当年度末の残高2,598万円でございます。

Ⅱ建設改良積立金の当年度末残高につきましては2億894万5,000円でございます。よって、当年度末の積立金合計は2億3,492万5,000円でございます。

Ⅲその他の剰余金につきましては、当年度末残高9,766万9,000円です。

Ⅳの未処分利益剰余金は、前年度未処分利益剰余金3,067万円から前年度利益剰余金処分額170万円を差し引き、当年度純利益34万3,000円を加えた当年度における未処分利益剰余金は2,931万4,000円となっております。

8ページをお開き願います。

続いて、資本剰余金の部でございます。

Ⅰの国庫補助金は、前年度末の残高5,325万円に当年度発生高276万6,000円を加えた5,601

万6,000円が当年度末の残高になります。

Ⅱ その他の資本剰余金は前年度末の残高が1億6,180万3,000円、これに当年度発生高23万8,000円を加えまして1億6,204万2,000円になったところでございます。

Ⅲの受贈財産評価額は前年度末残高より増減なく、当年度末の残高は1,282万3,000円でございます。

これらの結果、翌年度に繰り越す資本剰余金につきましては2億3,088万1,000円となっております。

次に、10ページをお開き願います。

剰余金処分計算書(案)についてでございます。

剰余金の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金2,931万4,000円のうち30万円を建設改良積立金として積み立てるものとし、翌年度へ繰り越す利益剰余金を2,901万4,000円とするものでございます。

11ページからは貸借対照表についてでございます。

資産の部、1固定資産は、有形固定資産と12ページの無形固定資産、これらを合わせて17億4,599万7,000円でございます。2の流動資産は2億9,048万9,000円で、資産の合計としましては20億3,648万6,000円となっております。

13ページの負債の部、3固定負債は企業債でございまして7億4,997万5,000円でございます。4流動負債は、企業債と未払金、引当金を合わせて5,553万円でございます。

14ページの5繰延収益は、長期前受金6億4,599万6,000円、こちらから長期前受金収益化累計額3億5,883万7,000円を差し引いた2億8,715万9,000円で、負債合計は10億9,266万5,000円となったところでございます。

資本の部、6資本金につきましては3億5,102万9,000円でございます。

15ページの7剰余金は、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計が5億9,279万1,000円であり、資本金と剰余金を合わせた資本合計は9億4,382万円でございます。また、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は20億3,648万6,000円でございます。

16ページ以降、附属資料を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

◎付託案件の審査

○委員長（土田勵一君） それでは、議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。

お諮りします。

収入支出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「質問。失礼しました。ごめんなさい」と言う人あり〕

○委員長（土田勵一君） ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（土田勵一君） 異議なしと認めます。

したがって、収入支出一括して質疑を行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 3番、大沼清人です。

これの中で、決算附属資料、令和4年度の、ご覧になっていただけますか。

その中の18ページ、ご覧になってください。

この中で経営指標の推移、特に私、ちょっと気にかかるのが、昨日もちょっと櫻井課長に申し上げましたけれども、管路経年化率、あと管路更新率、これの推移についてということでお伺いしたいと思います。というのは、私はずっと海外にいたものですから、やはり水道の水が直接飲めるというのは大変なことなんですよね、我々考えている以上に。それも安心して安全な水を常時飲めるということは、大変なコストもかかりますし苦労もかかると十分に存じております。それであえて申し上げます。

この経年化率が今39.75%、今後一体どうなるか。これはもちろん40年前が、高度経済成長期に建設したと思うんですけれども、それからずっとこれは今後5年後、10年後どういうふうなシミュレーションになっていくのか。また、それに対しての更新率をどういうふうに町は考えているのかという問題が1つ。

もう一つは、防災減災という立場から。特に主管ですね、人間でいうと血液の大きい動脈、その周りに毛細血管みたいなものがあるわけなんですけれども、その主管というのが鉄管で大体40年から70年と言われていています。それを更新時期にずっと切っていて、課長にお聞きしたんですけれども、その総延長が32キロぐらい主管があります、それは導水、送水、配水含めて。その中で耐震管、いわゆる耐震化率、地震に遭っても破断しないようにという工事が21%にすぎない。ということは、我々は非常なリスクを負っているということです。例えば内陸型

の地震等々あって主管が寸断された場合、消火活動ができなくなります、当然ながら。水も飲めなくなる。もちろん、これは毛細血管に水が行かなくなるわけですから。

そのためにはどういうふうな手だてを5年後、10年後考えていって、どういうふうにソフトランディングさせるか。もちろん、今、ある程度の資金は、現金は、キャッシュはあるということなんですけれども、これには相当の事前の準備ないしシミュレーションが必要だと思っています。もちろん起債も含めて。あるいは、最悪、受益者にちょっと痛みを、していただく可能性もなきにしもあらずです。もちろんこれは大江町だけではなくて、各都道府県全部に同じことです。

〔「質疑を簡素化」と言う人あり〕

○3番（大沼清人君）　ということで、町長にお聞きしたい、町側の対応をお聞きしたいと思っています。

○委員長（土田勵一君）　建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君）　私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思えます。

附属資料の18ページ、管路経年化率ということで39%、5年前では10%だったのが急激に経年化率が上がってきているということで、先ほど委員さんのほうからも話がありましたとおり、40年前、かなり水道事業、かなり延長を延ばしてきたというようなことで、その当時のものが40年をたって数字に表れてきたというような状況にあります。これに対して管路の更新率1%を下回るというような数字になっております。なかなかその老朽化した管については更新できていないというような状況です。

今後、どのような形を示していくのかということでは、経年化率についてはまた伸びていくというようなことを予想しております。これについては、耐用年数40年ということではありますが、そこで全く使えなくなるということはありませんので、状況も見ながらというようなことで対応しているというような状況でございますが、まだまだ進んでいないというような状況です。これに関しては、我々としても課題というようなことで認識をしております、今後、水道の経営戦略というものを策定しながら、設備の更新、そういったものについて適正な経営戦略というような形の中で組立てをしていきたいというようなことで考えております。

なお、全国的な部分では耐震化率、先ほどちょっと基幹管路で大沼委員さんがおっしゃった、町では20%というようなことなんです、全国では40%をちょっと超えているというよ

うなことで、その半分というようなことなのですが、これに関しては、県の企業局とか市町村、全てトータルした平均というようなことになっています。特に、過疎地という部分での地形的な部分が非常にネックになっているこの大江町としては、非常に進んでいない、管路が長いという部分での進んでいないというような状況があると認識しておりますが、この部分に関しては将来とも進めていくべき事項かなというふうな形での考えは持っているところでございます。

以上です。

○委員長（土田勵一君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ぜひ、後世に憂いをなるべく残さないというんですか、マイナスの負債を残さないで何とかいい方向で収束していただくように、ぜひ町側のご努力をお願いしたいと思っています。

○委員長（土田勵一君） いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（土田勵一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土田勵一君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土田勵一君） 討論なしと認め、採決します。

◎付託案件の採決

○委員長（土田勵一君） 議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定について、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（土田勵一君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（土田勵一君） 本特別委員会に付託されました事件は全て議了いたしました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 12 月 18 日

臨時委員長 土田 勵一

委員長 土田 勵一